

主な内容

倒産防止相談室開設……………1頁

労働時間短縮対策……………1頁

構造改善に税の特典……………3頁

地方の時代と田園都市……………3頁



発行所
創立明治26年8月
宇都宮商工会議所
宇都宮市城田1丁目
2番23号
〒320 電話22-7151(代)

編集者 金子浩蔵
発行人 金子浩蔵
印刷所 三共印刷株式会社

宇都宮市の人口 369,413人
当会議所会員 4,760人

倒産防止特別相談室

会議所内に開設

事前相談で対策 商工調停士等が担当

宇都宮商工会議所は、四月十八日から中小企業者のための「倒産防止特別相談室」を開設し、業務を始めています。

この相談室は、全国七十二都市に設置されましたが、本県では宇都宮商工会議所一か所だけです。

業務の内容は、売掛金の回収難、手形の決済困難、貸倒れ発生などで資金繰りが悪化したとき、経営上の難題に直面したとき、また倒産防止法制度の内容などについて、倒産防止法に抵触しているが、相談料は無料、秘密は厳守します。

また、相談は次の商工調停士六人と、これを補佐し協理する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士の八人の方が担当します。

- ◇商工調停士 (敬称略)
荒牧春三郎 副会長 商店街連
横倉 良夫 常議員、中小企業
団体中央会長
竹石 丑松 常議員、卸団地理
柴田 智男 議員、建設業協会
役員
永野 光雄 議員、機械工業会
花塚 正 議員、同業
◇弁護士 佐藤貞夫、横堀晃夫
◇公認会計士 石島吉造、木村繁
◇税理士 鈴木良亮
◇中小企業診断士 鈴木友吉、
斎藤文吉

年休、週休二日制を促進

労働時間短縮対策

栃木 改善の指導を強化

長びく不況を反映して労働時間短縮、週休二日制の普及のテンポが鈍化、また年次有給休暇利用の慣習も十分に確立されておられません。

労働者は、さきに中央労働基準審議会から建議された「労働時間短縮の進め方」について一の提言を踏まえ、労働時間短縮の行政指導を積極的に推進してありますが、栃木労働基準局でも五十四年度から県内事業場に対し、次の諸点について強力な監督指導に乗り出すことになりました。

当面の重点対策

労働時間短縮、週休二日制の普及促進に当っては、労使の自覚、自主的努力がなによりも大切であり、特に労働時間は賃金と裏腹の関係にありますので、労働生産性向上の成果を、賃金と労働時間にどのように配分するかという問題など、労使が自ら検討し解決すべき分野が多くあります。

① 過長な所定外労働時間の削減
② 年次有給休暇の消化促進
③ 週休二日制の推進

重点を置き、労働時間短縮の指導を進めようとしています。

具体的内容

▽過長な所定外労働時間の削減
一日の労働時間八時間、これが労基法で定められた原則ですが、これを超える所定外労働については、同法二十六条に基づく労使間の協定、いわゆる三六協定にだねられていきます。

現在締結されている三六協定をみると、労働者代表の進出方法所定外労働時間の協定の仕方問題があるように思われます。

協定は、労働者の代表が、労働者の自由意志に基づいて選出されるものでなければなりません。つまり、労働者代表を使用者が一方的に指名したり、親睦会の代

表や一定の役職者(例えば労務部長など)が協定締結の労働者側代表となつていくケースがよく見受けられます。

また、所定外労働時間の協定をみると、単に一日当たりだけの協定を結んでいる事業場が多いようです。所定外労働時間はどの程度が適当なのか、という問題は、その事業場の実態によつてさまざまですが、一日当たりは一月一週間、一月一週間は一年当たり

の時間外労働の総時間数について最高限度を設けるなどの協定が検討されるべきです。

労基局の方針としては、(1)選挙またはこれに準ずる方法によつて、真に労働者代表にふさわしい代表が選ばれること、(2)所定外労働に本来、緊急・臨時の場合にだけ行うものであり、所定外労働がなくてはならない労働時間制なり要員配置の措置をとることが望ましい、(3)恒常的長時間労働の排除、前項でも述べた通り、所定外労働は、あくまでも緊急・臨時のものであり、恒常的なものは異常なものと考えられます。

残業の実態から、それを一筆になくしてしまふことは困難ですが、不合理な交替制、連続勤務の頻度の高いものなどについては、積極的に改善を指導して行く方針です。

▽年次有給休暇の消化促進

欧米諸国では、年休は一〇〇%使いつけるのが常識ですが、わが国での消化率は六〇%程度に過ぎません。

その原因として、事業場にとっては年次休暇をとつた者に対しては精算手当、賞与などの算定に当たつて年休取得日を欠勤扱いにするなどの不利益を及ぼす例が見られます。

それと同時に、消化が計画的に行われず、残つてしまふというケースも多いようです。

労基局としては、これらの不利益抜きの改善を指導するとともに、四半期ごと、あるいは一月ごとに、従業員から休暇の希望を提出させそれを調整して消化率を高めて行くような計画的な方法を奨励促進して行く考えのようです。

週休二日制の普及推進

原則として連続し、しかも全従業員が一斉に休む週休二日制の実現を目標に、事業場の実態にあわせ段階的に実施するよう指導を強化して行く方針です。

生産技術上の問題、生活に必須のサービス提供などの理由から業務をとめることのできない業種では、交替制休日もやむを得ません

が、そうした各種の事業場でも、適当な周回ごとに連続した休日・日曜日が休むようになる配慮が必要で、月一回から隔週制、また業務分散期を利用するなど、企業の実態に応じ、導入が図られるよう指導を考へておられます。

来春学卒の求人要領説明会

15日に開催

来春三月の新学卒者の求人申込みが七月一日(大学は八月十六日)から始まるが、宇都宮公共職業安定所は宇都宮商工会議所、宇都宮地区雇用協会と協力し、六月十五日午後一時半、▽県歯科医師会館ホール(一)の(京町五〇八)で例年のおり求人要領説明会を開催します。

対象は管内七五四事業所で、選考開始は高校、職訓生が十月一日、中学生は来年一月一日となります。

求人申込み

職安の集団受付日に

駐車場等をお考え、次の集団受付日を利用して下さい。

日時 七月五日(金)六日(土)
午前九時～午後四時
場所 県青年会館(二階)

集合郵便受箱の設置義務化

3階建以上のビル

四月一日から三階建以上のビルは出入口が、その付近に集合郵便受箱を設置することが義務づけられました。

これまで三階以上のビルでもエレベーターなど昇降機の設備のある建物は郵便受箱の設置を免除されてきましたが、四月一日から郵便規則が改正され、出入口付近に集合郵便受箱を設置しなければならなくなりました。

既存のビル、新築工事中のビルについては三階以上の猶予期間があり、五十七年七月末までに設置すればよいことになっています。

なお、郵便物を一括して受取ってくれる受付事務所があるビル、三階建以上あるが配達する事務所住居が二階までのビルは除外されます。

生まれ変われ。色彩やかに

当社の今年のテーマです。

株式会社 本社 宇都宮市若草町2665
電話(0286)24-6879
支社 宇都宮市西2丁目3-9

代表取締役
大島 孝

営業案内 ポスター・パンフレット・DM
チラシ・新聞広告・撮影・ペーパーバック
記念品・販売促進用品

